

今後の検討の進め方（案）

障害者団体等との意見交換会，先進地調査の実施結果等を踏まえ，平成 26 年度における障害を理由とする差別の解消を推進するための条例のあり方の検討は，以下により進める。

1 検討体制等について

（1）臨時委員について

①障害のある当事者の臨時委員について

障害を理由とする差別の現状を把握し，必要な取り組みを検討するため，なるべく多くの障害種別の当事者に参画していただくこととし，今回 8 名の臨時委員の委嘱を行った。

臨時委員は，条例のあり方の検討についての審議を担当していただく。（「障害者施策推進協議会臨時委員名簿」のとおり）

②事業者や地域団体等に所属する臨時委員について

障害を理由とする差別を解消するための取り組みを推進するため，地域団体や事業者（交通，不動産，企業等）など地域における支援者等から 3～4 名程度の方を，今後，臨時委員として追加する。

（2）審議時間の確保について

条例制定に係る審議時間を確保できるよう，第 3 回の障害者施策推進協議会以降については，条例制定関係を審議する協議会と，計画策定関係を審議する協議会をそれぞれ分けて開催する。

2 市民参画の方法等について

（1）「（仮称）障害がある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ」の開催について

障害を理由とする差別の解消に対する市民の関心を高め，幅広い理解を得ながら進めていくことができるよう，広く市民が参加できる検討の場として「（仮称）障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ」を開催する。

（別添資料 4 「（仮称）障害のある人もない人も暮らしやすいまちづくりを考えるカフェ」のとおり）

（2）シンポジウムの開催について

障害者週間（12 月 3 日～12 月 9 日）内に，広く市民を対象とした障害を理由とする差別の解消に関するシンポジウムを開催する。

3 今後のスケジュール（案）について

別添資料 5 「平成 26 年度仙台市障害者施策推進協議会等年間スケジュール（修正案）」のとおり